

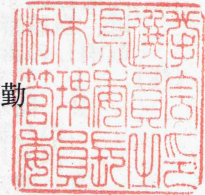
# 公文書部分開示決定通知書

栃選委第265-1号

令和4(2022)年12月23日



栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤



令和4年12月22日付けで請求のありました公文書の開示については、栃木県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定しましたので通知します。

公文書の名称	・真友会の政治資金収支報告書に係る領収書等の写し 令和2年分 ・石坂真一後援会の政治資金収支報告書に係る領収書等の写し 令和元年分、令和2年分	
開示をしない部分及びその理由	①領収書等の写しにある個人の氏名及び印影 栃木県情報公開条例第7条第2号に該当します。 理由：個人に関する情報であり、特定の個人が識別されうる情報であるため ②領収書等の写しにある法人等の印影及び取引金融機関名等の記載 栃木県情報公開条例第7条第3号に該当します。 理由：法人等に関する情報であり、公開することにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため	
求める開示の実施の方法等	文書の写しの閲覧	
求めることができる開示の実施の方法等	文書の窓口での交付又は写しの送付による交付	
事務所における開示を実施することができる日時及び場所	日時	令和5(2023)年 月 日 時から
	場所	県民プラザ（電話番号028-623-2058）
開示の実施の方法等の申出に係る事項	「求めることができる開示の実施の方法等」欄から希望する開示の実施の方法を選択し、開示の実施方法の変更を希望する場合は、その日時も併せて、別添「開示の実施の方法等に係る申出書」により担当課に、提出期限までに申し出てください。 なお、これらの変更を希望しないときは、申出書の提出は不要です。	
開示の実施の方法等に係る申出書の提出期限	令和5(2023)年 月 日（ ）	
担当課（所）	栃木県選挙管理委員会（電話番号 028-623-2126）	
備考		

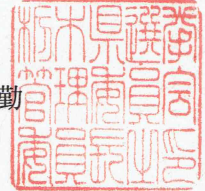
## 公文書非開示決定通知書

栃選委第265-2号

令和4（2022）年12月23日



栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤



令和4年12月22日付けで請求のありました公文書の開示については、栃木県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定しましたので通知します。

公文書の名称	真友会の令和3年分の政治資金収支報告書に係る領収書等の写し
開示をしない理由	開示請求に係る文書は保有しておりません。
担当課（所）	栃木県選挙管理委員会 (電話番号028-623-2126)
備考	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。